

水

環境を守り、次代に残そう…きれいな「まち」「水」「空気」

6月5日は「環境の日」

地球規模で進む温暖化や環境破壊。あなたは、遠いところの出来事だと思つていませんか。

6月は環境月間です。環境への関心と理解を深め、自然をたいせつにして次代に残していくために、私たちにできることを一緒に考えてみましょう。



別表① BOD検査結果

●検査場所の位置は、4~5ページの地図上に示しています。(単位:mg/l)

No.	場所	H16年度(5年前)	H20年度	H21年度
A	桜井川下流	4.5	2.0未満	2.0未満
B	小金丸川下流	3.4	2.0未満	2.0未満
C	沖田川下流	3.1	2.0未満	2.0未満
D	初川下流	4.1	2.6	2.0未満
E	瑞梅寺川・高田	3.0	0.8	0.8
F	瑞梅寺川・井原	2.0未満	1.2	0.7
G	雷山川・潤	2.0未満	1.4	0.8
H	雷山川・新田	2.0未満	4.4	1.3
I	伏龍池	4.0	5.2	0.7
J	丸田池	4.0	4.6	3.9
K	長野川・川付	2.0未満	1.4	0.5未満
L	長野川・神在	2.0未満	1.2	1.2
M	一貴山川福永橋下	0.9	1.6	0.5
N	羅漢川・松末	2.6	2.5	1.1
O	柳川・深江小横	2.8	1.8	0.8
P	福吉川下流	1.9	1.9	0.6

※BODは「生物化学的酸素要求量」のこと、有機物による水の汚れ具合を示す数値。数値が低いほど水がきれいなことを示しています。

水辺にすむ生き物の目安

きれいな水	BOD3mg/l未満	イワナ ヤマメ ミヤマトンボ
	BOD3mg/l以下	カワセミ アユ ウグイ オニヤンマ
	BOD5mg/l以下	タヒバリ フナ コイ シオカラトンボ
	BOD10mg/l以下	ウナギ ナマズ アメリカザリガニ
やや汚れた水	BOD3mg/l未満	
	BOD3mg/l以下	
	BOD5mg/l以下	
	BOD10mg/l以下	
汚い水	BOD3mg/l未満	
	BOD3mg/l以下	
	BOD5mg/l以下	
	BOD10mg/l以下	

●「食用油」を燃料に：
市では、地球温暖化防止の取り組みとして、使用済みの天ぷら油(廃食用油:植物油脂に限る)を回収し、再利用しています。

野焼きが認められている場合でも、周辺の住民に迷惑を掛けないよう、燃やす時間や風向きなどに十分注意を払うことが必要です。

「他の人も燃やしているから」「これくらい」と思つてしまふことが周囲の人たちに大きな迷惑を掛けることになるのです。ごみは安易に焼却せず正しく分別し、適正に処理しましょう。

地域のみなさん一人ひとりが監視の目を光らせ、見つけたら市役所に知らせることがたいせつです。

あなたの監視の目が、ごみの不法投棄を防ぐ環境をつくり上げていくのです。

●不法投棄防止のポイント
不法投棄の予防や再発を防ぐためには、次の点に注意し、土地を適正に管理することが重要です。

●ごみの野焼きは禁止
野焼きとは、適切な焼却設備を使わずに廃棄物(ごみ)を燃やすこと。例えば、家で切った庭木の葉や枝を庭で

市では、地域の環境を守るために、毎年、河川やため池など71か所の水質調査を行っています。(別表①)

●あなたの目が地域を守る
①小まめに雑草を除去し、見通しが良い状態にする。
②定期的に見回りし、状況を把握する。
③囲いや柵の設置、入り口に鍵を設けるなど、侵入されにくく環境をつくる。

●ごみの野焼きは禁止
野焼きとは、適切な焼却設備を使わずに廃棄物(ごみ)を燃やすこと。例えば、家で

周囲の生態系を傷つけ、ひいては地球環境の汚染につながつていくのです。

●あなたの目が地域を守る
ごみの不法投棄は重大な犯罪です。もし、不法投棄をすると、5年以下の懲役や1000万円以下の罰金に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。(別表②)

●ごみの野焼きは禁止
野焼きとは、適切な焼却設備を使わずに廃棄物(ごみ)を燃やすこと。例えば、家で

市では、地域の環境を守るために、毎年、河川やため池など71か所の水質調査を行っています。(別表①)

●あなたの目が地域を守る
ごみの不法投棄は重大な犯罪です。もし、不法投棄をすると、5年以下の懲役や1000万円以下の罰金に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。(別表②)

●ごみの野焼きは禁止
野焼きとは、適切な焼却設備を使わずに廃棄物(ごみ)を燃やすこと。例えば、家で

●命をはぐくむたいせつな水
私たちの周りにある水。この水は、自然の中できさまざまに形を変えながらすべての命をはぐくんでいます。

●許さないごみの不法投棄
地域の環境を汚すごみの不法投棄。市では、これらの早期発見・回収などを行つています。

しかし、家電製品やタイヤ、自転車などの不法投棄は後を絶ちません。

投棄されたごみの回収作業は、危険を伴うことも多い上、多額の費用がかかり、市ではとても困っています。(別表②)

●あなたの目が地域を守る
ごみの不法投棄は重大な犯罪です。もし、不法投棄をすると、5年以下の懲役や1000万円以下の罰金に処せられるなど、厳しい罰則が設けられています。(別表②)

●ごみの野焼きは禁止
野焼きとは、適切な焼却設備を使わずに廃棄物(ごみ)を燃やすこと。例えば、家で

別表② 環境パトロールのごみ処理量

年度	センター搬入		家電品	タイヤ 自転車など	その他
	台数(台)	重量(kg)			
H21	226	88,430	69	746	54
H20	227	79,860	83	816	33

※平成20年度は、旧前原市・二丈町・志摩町の合計

今年の調査でも、水質の改善が進んでいるようです。しかし、まだ一部で少し汚れている所もあり、下水道事業や合併浄化槽の推進など、水質を守る取り組みはとても重要なっています。

これからも、安心・安全のまちをつくるために、河川などの水質調査を行い、環境監視を続けていきます。